

## プロポーザル方式による事業者選定実施告示

プロポーザル方式により市立大津市民病院業務継続計画（BCP）策定支援業務事業者の選定を行うので、次のとおり告示する。

平成30年11月7日

市立大津市民病院 理事長 片岡 慶正

### 1. プロポーザルに付する事項

#### (1) 業務名

市立大津市民病院業務継続計画（BCP）策定支援業務

#### (2) 業務の内容等

入札説明書、業務仕様書のとおり

#### (3) 契約期間

契約締結日 から 平成31年8月31日 まで

#### (4) 履行場所

市立大津市民病院 大津市本宮二丁目9番9号

#### (5) 予算額

委託料の上限は4,000,000円（消費税額と地方消費税額を含まない。）

### 2. プロポーザルに参加する者に必要な資格

プロポーザルに参加できる者は、この告示の日から審査の日までにおいて、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てをしている者でないこと。

(4) 本プロポーザルに参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、アにあっては、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除き、イ（ア）にあっては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

#### ア 資本関係

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(5) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(6) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(7) 病院（類型・規模は問わない）における業務継続計画（BCP）策定支援の実績があること。

### 3. 選考方法

上記2の参加資格を満たしているプロポーザル参加者による企画提案書の書面審査及びプレゼンテーションの審査を行い、その内容を市立大津市民病院業務継続計画（BCP）策定支援業務プロポーザル審査委員会において評価し、受託候補者の選定を行う。

### 4. 参加申込の手続き

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び市立大津市民病院契約規則等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

なお、平成30年度の大津市競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、下記オ～ケの書類については提出不要とする。

#### (1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び市立大津市民病院契約規則等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

なお、平成30年度の大津市競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、下記オからケの書類については提出不要とする。

- |  |    |
|--|----|
| ア 参加申込書（様式1）                                       | 1部 |
| イ 申請者の概要（様式2）                                      | 2部 |
| ウ 業務継続計画（BCP）に類する業務受託実績書（様式3）                      | 1部 |
| エ 返信用封筒（「長3（120mm×235mm）の封筒に返信先を記載し、82円切手を貼り付けたもの） | 2通 |

オ 完納証明書

(ア) 本店に係る市町村税分（当該市町村発行）

(イ) 支店、営業所等が天津市に存する場合には天津市税分（天津市発行）

(ウ) 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税分（税務署発行）

※（ア）及び（イ）は直近1年度分の納期が到来した全ての税目とする。

カ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書。写し可）または身分証明書写し

キ 印鑑証明書（写し可）

※オからキまでに掲げる各証明書については、発行日が3か月以内のものとする。

ク 暴力団の排除に係る誓約書兼承諾書（様式4）

ケ 役員名簿（氏名、ふりがな、性別、生年月日が記載されているもの。）

コ 委任状（様式5）

※本社から営業所へ入札、契約等の権限を委任する場合のみ提出すること。

(2) 提出期間

平成30年11月7日（水）から平成30年11月27日（火）まで

ただし土、日、祝日を除く。

(3) 提出時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(4) 提出方法

持参又は郵送。郵便の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(5) 提出先

市立天津市民病院 法人事務局 施設契約課 契約係

5. 質疑・応答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式7）により、電子メールにて件名に「市立天津市民病院業務継続計画（BCP）策定支援業務プロポーザル質問、送信日、会社名（省略可）」を記載し、様式添付にて提出すること。

また、必ず電話で送信した旨を伝え、担当科で着信したことを確認すること。

なお、郵送、電話又は口頭による質問は受け付けない。

(2) 提出期限

平成30年11月15日（木） 午後5時まで（必着）

※期限後の質問は一切受け付けない。

(3) 提出先

市立天津市民病院法人事務局総務課

メールアドレス：och1020@och.or.jp

(4) 回答方法

市立天津市民病院ホームページによる回答、平成30年11月19日（月）を予定

## 6. その他

### (1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

### (2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て申請者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において本プロポーザル方式に要した費用を委託者に請求することはできない。

### (3) 参加辞退の場合

参加申請書【様式1】の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届【様式8】により、担当課あてに提出すること。

### (4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ プレゼンテーション審査を正当な理由なく欠席した場合

カ 参考見積書の金額が予算額を超過した場合

### (5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、委託者が必要と認める場合には、委託者は受託先にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 本業務の申請のために得た情報について、申請者は第三者への公表等の他の目的に使用することはできません。ただし、公知となっている情報及び第三者から合法的に入手できる情報については、その対象ではない。

(7) 申請者は、プロポーザル方式の実施後、不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

### (8) 委託業務の継続が困難になった場合の措置

ア 受託先等の責めに帰すべき事由による場合

受託先等の責めに帰すべき事由により委託業務の継続が困難になった場合は、委託者は契約の取り消しをすることができます。この場合は、委託業務に係る費用については、受託先等の負担とします。

イ その他の事由による場合

災害その他の不可抗力等、受託先等の責に帰すことのできない事由により業務の継続が困難になった場合、委託業務継続の可否等について協議するものとする。

(9) 企画提案書及びプレゼンテーションにおいて提案されたものは、追加費用なく確実に提案内容を実行するものとする。

(10) その他疑義が生じた場合の措置

契約書解釈に疑義が生じた場合又は契約書に定めのない事項が生じた場合には、委託者・受託先等は誠意をもって協議するものとする。

7. 問い合わせ先

市立大津市民病院 法人事務局 施設契約課 契約係

T E L : 077-526-8517

F A X : 077-522-4720

メールアドレス : och1040@och.or.jp